「京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故防止等に 関する条例(仮称)」骨子(案)に対する意見募集結果

| 項目 | 意見の要旨 | 京都府の考え方 |
|------------------------|---|--|
| 海水浴場に関すること | ○ 海水浴場開設者は、当然の責務 として遊泳者の安全確保を図るべ きである。 | ◎ 本来、海や海岸は、誰もが自由に利用できる場所であり、危険回避は利用者の自己責任となりますが、海水浴場開設者が更衣所、便所などの利便施設を整備して、広く公衆に周知し、海水浴客の誘致を図っている実態がある以上、遊泳者の安全を図る一定の義務が生じるものと考えています。 |
| | ○ 海水浴場開設者となる地元がまず しっかりと対策を講じることが必要 である。 | |
| | ○ 連絡員の配置や気象状況による遊泳禁止は必要か。 | ◎ 条例は、海域等における遊泳者等の水難事故防止を目的としています。連絡員は遊泳者等の危険な行為に対しての注意、水難事故発生時の警察官等への早期通報を行う者であり、配置が必要と考えています。また、強風や高波などの気象状況から遊泳が危険であると認められる場合は、遊泳を禁止する措置も必要と考えています。 |
| 遊泳区域の進入の進入の関連の関連を受験した。 | | ◎ 海水浴場開設者は、遊泳場を浮標(ブイ)やフェンスで明示することとしています。さらに、船舶の類の航行により遊泳者に危険が及ぶことがないよう、知事は遊泳場の全部又は一部を遊泳区域に指定することができ、指定した遊泳区域に標識を設置することとします。 |
| | ○ 海水浴場内でイベントとして地 引網漁を行うのに動力船を使用し ており、引き続き使用出来るように 考慮して欲しい。 | ◎ 遊泳区域内において、従来からレク リエーション目的で行われている地 引網については、遊泳者に危険が及ぶ ことがないよう、十分な安全対策が講 じられており、海水浴場開設者の承認 がある場合に限り、例外として遊泳区 域内での船舶の航行ができるようにし たいと考えています。 |

| 遊泳等に係る 禁止行為等に 関すること | ○ 抱きつき行為や「やす」等の持ち込みは危険なので、パトロールの警察官による注意が必要である。 | ◎ 条例でこれらの危険行為を禁止することにより、これまで以上に警察官による効果的な指導・取締が可能となるほか、海水浴場開設者等(連絡員)についても条例に基づき注意を行うことができるようになると考えています。 |
|---------------------------|---|---|
| マリンレジャー事業者の水難事故防止措置に関すること | ○ 注意事項を掲示するなど、プレジャーボート操縦者に対する安全説明の徹底が必要である。 | ◎ マリンレジャー事業者は、事業を行う場所の見やすい箇所にプレジャーボートの操縦に係る遵守事項及び禁止行為の内容を掲示するとともに、プレジャーボート利用者に対し、掲示内容を遵守するよう指導するものとしています。 |
| | マリンレジャー事業者の権限を 強化すべきである。 | ◎ マリンレジャー事業者には取締権限はありませんが、条例ではマリンレジャー事業者の責務を具体的に規定しています。これによりマリンレジャー事業者による水難事故の防止対策がこれまで以上に図られることになるものと考えています。 |
| | ○ マリンレジャー事業者にも罰則 が必要である。 | ◎ マリンレジャー事業者に対する罰則は、隣接の福井県、兵庫県においても規定されていないことから、罰則を設けないこととします。 条例では、海における水難事故を防止し、遊泳者等の安全を図るために、マリンレジャー事業者に対しても責務を定めることにしており、これを守らないマリンレジャー事業者に対しては、条例に基づいて指導してまいりたいと考えています。 |
| プレジャーボ ートの操縦に 関すること | ○ 無謀運転のプレジャーボート操 縦者に対する罰則付きの条例が必 要である。 | ◎ 船舶職員及び小型船舶操縦者法により、遊泳者に接近する等の無謀運転の指導警告を行ってきましたが、罰則規定が定められていなかったことから、実効性が乏しいものでした。 条例では、無謀運転のプレジャーボート操縦者に対する罰則を規定することとしており、悪質、危険な違反行為については取締を強化したいと考えております。 |
| | ○ プレジャーボートの操縦者等で 入れ墨をしている場合は、人目に 見えない措置を講じるべきである。 | ◎ 本条例では、遊泳者やプレジャーボートの水難事故の防止を目的としていることから、人の生命、身体への具体的かつ直接的な危険性がない入れ墨については、規定しないこととします。 |

| 罰則に関すること | ○ 事故を起こさないためにも条例 でしっかり取り締まってほしい。 | ◎ 条例施行後の夏季シーズンには、警察船舶を活用した取締を行うほか、海上保安庁との連携を強化することとしています。 |
|----------|---|--|
| | ○ 危険行為だけでなく、騒音など の迷惑行為を取り締まることはで きないのか。 | , - , , , , , , , , , , , , , , , , , , |
| | ○ 酒酔い運転、無免許運転に対し ては罰則が必要である。 | ◎ 船舶職員及び小型船舶操縦者法において、船舶の酒酔い運転には行政罰が科せられており、また、無免許運転には刑事罰が科せられています。 |
| その他(全般) | ○ 条例の周知のため、今後どのような形で条例の広報、周知を行う予定か。 | ◎ 府ホームページによる掲載や報道機 関等の各種媒体を活用した広報のほか、高速道路サービスエリア等における遠方からの利用者に対する周知など、市町村、関係機関とも連携し様々な機会を通じて積極的かつ計画的に広報活動を実施し、利用されるみなさんに広く周知を図っていくこととします。 |
| | ○ 海上での事故を無くすため効果 のある条例をつくって欲しい。 | ○ この条例は、海域等における遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止を目的としています。 条例が制定されることにより、警察官の指導・取締、海水浴場開設者やマリンレジャー事業者による指導、遊泳者やプレジャーボート利用者の安全意識の向上が見込まれ、条例制定の効果が期待できるものと考えています。 |